

令和2年12月15日（火）

## 【照会先】

労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
課長 木口 昌子  
課長補佐 中村 宇一  
中央労働衛生専門官 直野 泰知

報道関係者 各位

# 石綿（アスベスト）含有品の流通と販売者による回収について

石綿（アスベスト）が含まれていることが判明した製品及び販売者による回収について、以下のとおりお知らせいたします。

## <石綿含有の可能性があると判明した製品>

- 販売者  
株式会社カインズ（埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号）
- 製品名等  
別紙の珪藻土バスマット等（販売者公表情報）  
※ 商品の詳細等については販売者までお問い合わせ下さい。

## <対象製品をお持ちの皆様へ>

- 対象製品をお持ちの方は、回収方法などについて、以下の販売者の問合せ窓口にご連絡下さい。

0120-659-337（株式会社カインズ お客様相談室）

- 販売者が回収しますので、ごみ等で廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。
- 固形のバスマットやコースターについては、通常の使い方を使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。  
しかしながら、削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、破損しないようお願いします。
- もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収まで保管してください。

## <石綿対策についてのお問い合わせ>

- 石綿対策についてのお問い合わせは、厚生労働省までお問い合わせ下さい。  
(厚生労働省の問合せ先)  
03-6812-7808  
平日対応時間：09:30～18:15

【参考資料】

[別紙 対象商品](#)



[PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。](#)